

1. 平成25年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成25年6月28日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第82号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第83号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第84号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第85号 郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程6 議案第86号 郡上市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程7 議案第87号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第88号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について
- 日程9 請願第 1号 TPPへの参加に反対する請願
- 日程10 議発第 6号 核の安全性と廃棄物管理処理を国の責任において取り組むことを求める意見書について
- 日程11 議発第 7号 慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書について
- 日程12 議発第 8号 議員派遣について
- 日程13 議発第 9号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程14 報告第 8号 専決処分報告について
- 日程15 議報告第6号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）

2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程15まで
- 日程16 議案第95号 工事請負契約の締結について（八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事））
- 日程17 議案第96号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（校舎棟建築工事））
- 日程18 議案第97号 物品売買契約の締結について（情報機器更新事業）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 山 川 直 保

2番 田 中 康 久

3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員の皆様には、6月11日開会以来、それぞれの執務、御苦勞さまでございます。いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いをいたします。

なお、報道のため、写真撮影及びテレビカメラの撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

(午前 9時50分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には12番 上田謙市君、13番 武藤忠樹君を指名いたします。

◎議案第82号から議案第88号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程2、議案第82号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程8、議案第88号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました7議案につきましては、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

去る6月17日に審査を付託されました条例議案2件について、6月20日に総務常任委員会を開催し、審査を行いました。その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

条例議案であります。議案第82号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、CCNでは実績のある新たなサービスプランを多チャンネル放送サービスに追加することについて説明を受けました。

委員から、多チャンネル放送サービスへの加入が多くなるほど市の負担が少なくなることについて

て質問があり、CCNへは多チャンネル放送サービスに係る経費として多チャンネル利用料を支払っているが、一定の加入件数を超えると市のほうにCCNから設備利用料が納入される仕組みとなっており、実質的に負担が減少することになるとの説明がありました。

関連して、多チャンネル放送サービスの加入者がふえれば設備利用料が市へ納入される仕組みは理解できたが、それでは指定管理者の営業活動への努力は報われるのかとの質問があり、ケーブルテレビの基盤は市のものであり、そのコストは公で見ている。指定管理者制度の導入によりCCNからの設備利用料は指定管理者の収益となるが、納入金制度により指定管理者は市に対して剰余金の何割かを納入することとなっている。当然、収支が改善されれば、指定管理者も利益が多くなるとの説明がありました。

また、多チャンネル放送サービスの加入者をふやしていくための営業計画について質問があり、CCNにおいて新コースのお試しキャンペーンや戸別訪問、新聞折り込みなどの計画がされている。また、郡上ネットにおいても、インターネットとあわせた営業展開が計画されているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第83号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、寄附金税額控除に復興特別所得税を加味すること、延滞金等の利率を引き下げること、財産の贈与等を受けた公益法人等がその財産を幼稚園等を設置しようとする他の公益法人等に贈与する場合の非課税特例を継続すること、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額を個人住民税から控除する適用期限を延長することなどについて、地方税法が改正されたため、郡上市税条例を改正するとの説明を受けました。

委員から、還付加算金について質問があり、地方税法では還付加算金の率も引き下げの見直しがあったので、地方税法に基づいて運用しているとの説明がありました。

延滞金等の利率の見直しの理由について質問があり、低金利時代において延滞金の利率が高いという話が以前からあったため、国として見直しが行われたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年6月28日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務委員会委員長 山田忠平。以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

ここで、大変恐縮ですが、本日の議事日程表につきまして、一部訂正をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

日程第4の議案第84号につきまして、付託先は（総務）となっておりますけれども、さきに産業建設ということで付託をさせていただいておりますので、ミスプリントでございます。御訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

それでは、続いて産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

6月17日、審査を付託されました条例議案3件について、6月21日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案、議案第84号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、道路法施行令の一部改正により、第7条にある占用許可物件の中に、新たに太陽光発電設備及び風力発電施設と、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する施設が追加されたことに伴い、この施行令第7条を市の占用料徴収条例に引用していることから、この各号を2号ずつ繰り下げるための改正であるとの説明を受けました。

議案に関連した特段の質疑はなく、本委員会といたしましては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第85号 郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

商工観光部長から、現在休業しているいとしろ青少年旅行村の施設の用途の廃止、取り壊しとバンガローの払い下げについて説明を受けました。

審査の中で委員から、施設を廃止しなければならなくなった原因についての質問があり、利用客が平成9年ごろから減少し続けてきたが、設備が旧来型でトイレもくみ取り式であり、観光客の志向に合わなくなってきた。また、近隣に民間のオートキャンプ場ができ、利用客が流れている状況があるとの説明がありました。

また、委員から、バンガローの払い下げを希望しているところはどう運営していかれるのかとの質問があり、現在のところ、石徹白自治会と株式会社伊野原の郷から、倉庫、また休憩所として使いたいとの提案があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることと決定いたしました。

議案第88号 中濃地域農業共済事務組合格約の一部を改正する規約について。

農林水産部長から、中濃地域農業共済組合は一部事務組合のため、組合格約の変更等については関係する議会の承認を得ることが必要で、同規約に定めている組合議員定数の見直しと選任方法を改めるための改正であり、定数は関係市町村各1人で、議長が選任されることとし、任期は議長の

職にある期間となるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、定数の削減による効果と削減に至った経緯について質問があり、郡上市の場合、7人であった議員が1人となるため、6人分の議員報酬が減少する。合併前の旧町村1人ずつの定数を合併後もそのまま引き継ぎ今日まで至っていたものを、今回、合併のなかった市町村と同じように、関係市町村各1人に改めるものであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることと決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。平成25年6月28日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。以上です。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続いて、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） おはようございます。それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

6月17日に審査を付託されました条例議案2件について、6月19日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案、議案第86号 郡上市子ども・子育て会議条例の制定について。

健康福祉部長から、昨年8月に公布された子ども・子育て支援法の規定に基づき、郡上市子ども・子育て会議を設置するもので、その会議の役割、組織、委員の任期及び身分について説明を受けました。

審査の中で委員から、会議の委員15人以内の男女比率の考え方について質問があり、審議会等の女性の登用に関しては、男女共同参画の考え方に沿って、選出区分等を考慮し、一定数の女性の参画を考えているとの説明がありました。

委員を委嘱するに当たっての地域配分や公募について質問があり、特定の地域に集中することがないように配慮し、公募による委員は経験や熱意のある人材を確保したいとの説明がありました。

また、県下の市町村における会議設置の動向について質問があり、6月議会や9月議会に条例提案を予定している自治体が多いが、設置を検討中としている自治体も幾つかあるとの説明がありました。

会議の設置目的について質問があり、今後における認定こども園、幼稚園、保育所等の形態や子育て支援のあり方について、委員から広く意見を伺う場であるとの説明がありました。

会議の開催について質問があり、開催回数等の定めはなく、今年度の早い時期に発足を予定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。
続きまして、議案第87号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。
健康福祉部長から、今年3月の地方税法の一部改正により、特定世帯に係る世帯別平等割額の減額措置期間を特定継続世帯として3年間延長するとの説明を受けました。

審査の中で委員から、4月1日からの適用と改正の周知について質問があり、国民健康保険税は現在仮算定の段階にあるため、軽減分は8月の本算定時に自動的に計算される。市民周知は、他市と同様に、ホームページに改正内容を掲載するとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成25年6月28日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第82号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第82号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第83号 郡上市税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第83号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第84号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第84号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第85号 郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第85号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第86号 郡上市子ども・子育て会議条例の制定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 先にちょっと質問ですが、討論の場合は賛成が後やなかったですか。

○議長(清水敏夫君) 反対です。

○6番(野田龍雄君) 反対が後ですか。

○議長(清水敏夫君) 先です。

○6番(野田龍雄君) 先ですね。だから、反対の方が先に、僕が反対か。

○議長(清水敏夫君) 野田議員が反対なので、討論を許したわけでございますので、よろしく願いいたします。

○6番(野田龍雄君) 第86号の郡上市子ども・子育て会議条例の制定について、この条例に反対討論をいたします。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、新たに制定する郡上市子ども・子育て会議設置に関する条例では、会議の構成する委員は、保護者、子ども・子育て支援に関する団体からの代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、公募による市民、その他市長が必要と認める者等から、2年の任期で15人以内で組織するとし、子ども・子育て会議委員会を組織し、報酬を月額6,000円とし、施行期日は公布の日となっております。

この委員会の設置の目的や内容は、先ほどの委員長報告でも十分説明がされておられません。今後、そういうことに関する論議をするというようなことが書いてありますけれども、不明確であります。

ここで、他の市なんかの審議状況を聞いてみたんですが、どんな事業があるかということを説明している市もあり、約10ほどの事業に上ると、詳しくはまた書いてありますけれども、そういうような説明もありますので、こういった内容の市民への説明が必要であるというふうに私は思ってお

ります。

今後の見通しとして、国の指針により、平成25年度から26年度により計画を立てて、27年度に向けて事業推進をしていくというように予想されます。現在、国は制度の具体化を図り、随時市町村におろしていくというようになっているようです。

審議の中ではなかなか内容がわからなかったわけですが、子ども・子育て支援法を含む関連三法に基づき、子ども・子育て審議会を設置するための条例で、昨年、この条例が通っております。

私は、関連三法そのものが問題があるというように思っております。関連三法は、市町村に保育所での保育実施義務を引き続き担うこととしたものの、認定こども園や家庭的保育事業はその対象外としております。

子ども・子育て支援システムの問題点はそのまま導入し、例えば保育に欠ける児童を対象とした児童福祉法24条1項は、保護者の労働等の事由により児童が保育を必要とする場合に変更され、これは今までは自治体の義務であったものが、欠ける児童を対象とし、保育を必要とする場合に限っていくというようなこと、それから子どもの育ちを保障する保育から子どもを預ける託児所化を促すものとなっております。

また、短時間保育や長時間保育の認定がなされ、子どもたちがそろって保育を受けることができなくなり、集団で成長する従来の保育が壊されてしまいます。

なお、短時間保育となった児童にとっては、成長に欠かせない昼寝の時間の保障に困難があり、子どもたちの成長を保障する上で大きな問題があると指摘されてもいます。

もとの支援システムの見直しが行われたようですが、当分の間、民間保育所を除いて、基本的に民主党原案にあった保育施設の契約型利用方式、現物給付を現金給付化する、保育の市場化に沿ったものにとどまっております。このほか、待機児童対策も不十分のままです。

こうした関連三法は、大もとの改善が必要ですが、その改善はなされていません。郡上市では、待機児童の問題は出ていませんが、全国では大きな問題となっており、喫緊の課題です。先般の新聞報道等でも、横浜市が待機児童ゼロを達成したと報道されていますが、実際は民間企業の積極的活用であり、ことし4月1日に開所した認可保育所69カ所のうち民間企業が設置したのは39カ所、国の基準を緩和した横浜市独自の認可外施設はこれまでに156カ所となっています。

また、本来、自治体の責任となっている保育、教育の責任を民間に移していく大きな問題も含まれています。このような問題を抱える法案に基づく子ども・子育て会議条例の制定には問題があります。

現在、国のほうで新しい制度の具体化が進められており、逐次市町村においてくることで、今後の進行も不確定となっております。よって、子ども・子育て会議条例の制定には賛成できません。

○議長（清水敏夫君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） この原案につきまして、今、反対意見が出されましたけど、よくわからない。

なぜかと申しますと、国の子育て支援三法について、その法律についての見解の違い、それによってこの条例に関連しての反対というようなことのようにありましたけれども、私は賛成のまず柱といたしまして、まず平成25年度当初予算、また市長の施政方針の中で、まず子育て支援をしていく、これに対しての重き施策を置くという大局から申し上げましても、県内では既に6月議会において12自治体、そして9月においては8自治体がこの条例を制定されるということを委員会の中では付託案件でお聞きをいたしました。

そしてまた、郡上市におけます子ども・子育て支援に関する施策や、そして総合的、またそういう計画を強力に推進していくために、必要事項及び施策をしっかりと決めて調査、現状を踏まえて審議していくといった、とても重要な役割を果たす会議ではないかというふうに私は理解をしております。

よって、各議員にもこの条例に対しまして御賛同をいただけることをお願い申し上げまして、私の賛成意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第86号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第87号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第87号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第88号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてに対する討論の通告

はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第88号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第1号について(委員長報告・討論・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程9、請願第1号 TPPへの参加に反対する請願を議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) それでは、6月17日に審査を付託されました請願1件につきまして、6月21日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

請願関係、請願第1号 TPPへの参加に反対する請願について。

紹介議員から請願趣旨についての補足説明と、議会事務局から県内他市の関係意見書の提出状況についての説明を受けました。

請願の内容を精査し、審査した結果、平成23年3月定例会において、TPP交渉参加について慎重な対応と十分な情報提供を求める意見書を提出していることや、判断材料も少なく、市レベルで判断することは困難であるなどの意見があり、本委員会としては全会一致で不採択とすることと決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成25年6月28日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。以上でございます。

○議長(清水敏夫君) 報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 賛成の討論になるんですが、これは後にしなくていいんですか。

○議長(清水敏夫君) 通告がほかにもありませんので、まず野田議員からやってください。

○6番（野田龍雄君） 今の委員長報告を見ましても、これ23年に慎重な対応を求め、十分な情報提供を求めるといった意見書を出しております。これについて、このすぐ後ろに、判断材料も少なく、市レベルで判断することは困難というふうに書いてあります。十分な提供を求めたけれども、情報が得られていない、あるいはなされていないということでもあります。

そういう中で、委員会はこの請願を採択しないという判断をされたんですが、この問題について賛成討論を行いたいと思います。

請願の趣旨は、請願文書に記載のとおりでありますけれども、二、三、強調したい点や問題点の指摘をし、議員の皆さんの賛同を得たいというふうに思います。

第1点は、自民党が選挙で掲げた聖域なき関税撤廃が前提なら反対など、公約に違反をしていることでもあります。民主主義国家においては、公約は非常に大事であります。どうも最近、公約は破るものというような傾向がありますけれども、この点はしっかりと捉えて、それを破る者に対して厳しく批判していくことが必要であるというふうに思います。

今度の参議院選挙に対しても、TPPの態度は、自民党議員の中でも非常に不明確であります。ほかの政党の中にも明確でないものがありますけれども、多くは、これはTPPが日本の経済に将来にわたって大きな影響を与えるという心配があり、その中での反対の運動も非常に大きく盛り上がっている、そういうことを反映し、参議院選挙を前に形だけ反対、あるいは聖域を認められないのならば撤退をするという言い方でこの問題に対処し、公約をしておる政治家が多くおられます。

農産物影響試算では3兆円減少するというような発表をしておりますけれども、これは日本の農業が壊滅的な影響を受けることが明白であるというふうに思います。

第2点は、食品の安全性も危惧されております。

食品添加物規制の大幅緩和がアメリカから要請をされており、これは大問題であります。牛肉の全頭検査をやめて、30カ月の牛の輸入を認めようとしている、遺伝子組み替え農産物の自由化も求められております。

第3点は、医療保険の自由化や混合診療の解禁などにより、国民皆保険制度が崩されるのではないかと危惧が広がっております。

さらに、米国側文書には、非関税障壁の規制緩和について、両国の合意があれば、これらの問題以外にもつけ加えることができる、こういった文言も見られます。

これまでの事前協議を見ても、日本側の交渉力は皆無であると言ってもよいのではないのでしょうか。今後の交渉の中で、日本政府が強い交渉力を持って交渉すると言っていることが本当にできるかどうか、多くの国民は心配をしております。

第4点は、先ほど指摘をしました、郡上市議会で意見書が23年に出され、そのことをもって再度の提出は必要ないという意見が出されましたが、この2年間のTPP交渉の事前交渉の推移は、日

本にとってますます不利になり、アメリカの主張に押し切られているのが現実です。

慎重にという郡上市議会の意見書は、無視されていると言ってもよいのではないのでしょうか。ましてや、十分なる資料、情報提供もされてはおりません。このようなT P P交渉に参加する正当性はありません。

議員の皆さんの賢明なる判断で、請願書の採択をされることを強くお願いして、請願の賛成討論といたします。

○議長（清水敏夫君） 原案に反対の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 7番 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） 請願第1号 T P Pへの参加に反対する請願について、反対の立場での討論を行います。

委員長報告にもありましたように、当郡上市議会といたしましては、平成23年3月議会において、T P P交渉参加に対して、T P Pが全ての物品について関税を撤廃する自由貿易協定であり、国内産業に深刻な影響を与えることは必至であります。現段階では議論が十分なされているとは考えられず、早急なT P P参加交渉は唐突過ぎると思われるところもございます。

我が国の農業振興や食料安全保障を初め、経済全体に与える影響は十分考慮し、慎重な対応と国民に対する十分な情報提供を強く要望いたしますとして、T P P交渉参加への慎重な対応と十分な情報提供を求める意見書を国の関係機関へ提出いたしております。

また、先ごろ届きました全国市議会旬報6月15日号に、環太平洋パートナーシップに関する決意を全国市議会議長会が同じ内容で決議されたと記載をされておられます。他の議会の対応を見ても、状況変化のない時点での再度の意見書提出には慎重な姿勢が必要かと思われま。

私は、そういった意味におきまして、請願第1号、意見書の提出に対する請願に反対するものがあります。全議員の賛同をよろしくお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（清水敏夫君） そのほか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を不採択とするものですが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。起立少数と認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議発第6号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程10、議発第6号 核の安全性と廃棄物管理処理を国の責任において取り組むことを求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第6号

核の安全性と廃棄物管理処理を国の責任において取り組むことを求める意見書について
表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成25年6月28日提出

提出者 郡上市議会議員 山 田 忠 平

賛成者 郡上市議会議員 美 谷 添 生

賛成者 郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議長 清 水 敏 夫 様

核の安全性と廃棄物管理処理を国の責任において取り組むことを求める意見書（案）

福島第一原発事故は、一度外に出したら取り返しのつかない、自然界に重大な被害を与える放射能の危険性が最初からわかっていたにもかかわらず、豊かさ引き換えに安全性を犠牲にした私たち大人が起こした人災である。

高速増殖原型炉「もんじゅ」の燃料サイクルも回らず、危険な廃棄物処理も目途がたっていない。トイレなきマンションと呼ばれる現状である。

原発の廃炉には四十数年、廃棄物の安全処理には10万年とも言われ、莫大な費用がかかる。将来につけを残すことなく、国において世界に先駆けて英知を結集し、最高の科学技術をもってこの問題を解決しなければ、日本のあすはないと考える。

未来を見据えた多様なエネルギー開発を含め、下記事項を国の責任において早期に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 核の安全性と廃棄物の管理処理
- 2 未来を見据えた多様なエネルギーの開発

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（原子力防災）

以上であります。

○議長（清水敏夫君） ここで提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今回の意見書を求める提案でありますけれども、文面のとおりでありますけれども、核燃料についてはまさに現代社会の先端の化学燃料であると思いますが、2年前の福島原発事故、そういった後からも、今現在は廃炉に向けて、いろんなまた原因究明に向けての取り組みがされておるわけでありまして、そこで出るところの汚染水、あるいは廃棄物、また東日本全体の除染作業もそれぞれ大きな費用を使いながら行われておるわけですが、そういった中での汚染物質、そういったことは本当にまだ行き場のない、ここにトイレのないマンションと書いておりますけれども、このような形の日本の核のエネルギーの最終の今取り扱いであります。

このことは、国に言わせますと、最終的な処分場については事業者任せ、あるいはそのほかのことについてもそれぞれのお互いになすりつけといえますか、かぶせ合いというようなことがまさしくそのように今感じられるわけでありまして、本当に一歩間違えれば、核という放射能は非常に危険性のものでありますので、この際、さきに総理も海外に原子炉を営業というような話もありますけれども、それであるのであれば、しっかりした管理処理の責任を国において行うべきであると強く思うところであります。

そして、未来を見据えた多様なエネルギーのことにつきましても、今国会、きのう終わりましたけれども、発送電分離というような重要な法案も廃案になりながら、私は国会について憤りを感じております。

そういったことを含めて、国の責任において、ぜひとも核の安全性と廃棄物の管理処理、未来を見据えた多様なエネルギーの開発をしっかりと責任持って取り組んでいただくよう強く要望し、意見書を提出するものでありますので、議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今、原発事故とその後始末、そしてこれからのエネルギーについては非常に大切な問題であるというふうに思っております。そのことについては、一生懸命、私もそれなりに取り組んでいかなければならないということで、努力しているところでございます。

ここに出しております原子力発電の安全性の問題、そしてそれを犠牲にした大人たちの責任というふうに書いてあります。そのとおりだというふうに思います。

そして、きのうもプルサーマルですか、フランスから放射能の原料が届いたわけですがけれども、こうした中で、今、国内にもたくさんの放射性原料があります。そして、使用済み燃料もたくさんあり、もう数年でそれが満杯になると。そして、それをどこへ持っていか、それも決まっていない。

なお、こうした原料が、使用済み燃料等も数万年という放射能をなくするには期間がかかるということで、気の遠くなるような現状であります。ここにトイレなきマンション、そのとおりであります。

それで、そういった点で、私も全く賛同したいのでありますけれども、1点は、そういう方向へ行くためには、原発によるエネルギー、これをやめて、そういう心配のないエネルギーに変えていくという決意が必要でありますけれども、今の国はそういうつもりはありません。既に、再稼働へ向けて準備を進めております。

ましてや、先ほどお話があったように、外国への売り込みまでやっております。業界にとっては非常にいい話かもしれませんが、安全を求め、日本の自然を大事にする多くの人々にとってはとんでもない動きであるというふうに私は思っております。

そこまで無理に原発をなくせと、そしてそういう方向へということまでここに織り込むことは無理ではなかったかと思っておりますけれども、そういう方向での取り組みにしていく必要があるということをおもいますので、この意見書については賛成をいたしますけれども、内容的に言うと、そういった今右か左か分かれる大事な問題が含まれており、そこに十分そのことが指摘できないというところに、今回の意見書の問題点があるというふうに思うので、提案者の方にそういった点についてはどう考えてみえるかをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） この問題につきましては、日本はかつて高度成長期において、御存じのとおり、産業廃棄物はまさに野積み状態、あるいは不法投棄、埋め立て等が行われておりました。しかし、そのことに日本は英知を絞りながら、解決に向けて努力をしたところであります。そして、今やまさにそういった処理については世界にも誇れるような技術も持っておりますし、そのような処理で法も規制されております。

その中で、私は、日本人として、恐らくこのことについて解決に向かえるのではないかという期待を持っているわけです。だから、ここに国において世界に先駆けて英知を結集して、最高の科学技術をもって、この問題を解決してもらいたいというのがここにうたっておりますので、今、五十数基ある原発全てノーにしたところで、廃棄物はまだあるわけでありますから、またそれを廃炉にするためにはそれが必ずまだまだ長い年月と言われたとおりでありますので、だから早急にそのことに取り組むべきということを強く訴えるものであります。

(「もう一つ」と6番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) こんな危険な状態をなくしてほしいということの願いで、全くそれは同感できますので賛同するんですけども、今の御説明にあると、何か技術に期待をして、本当にその技術があれば、十分安全な原発の運営もできるんだというように聞こえましたので、そうではなしに、一旦起これば大変なことになるし、またそのことについての補償、今、規制委員会等がいろいろ出して、今度、安全審査の基準も出しましたけれども、これは意見がいろいろあります。

特に、核の専門家からはどうなんだという意見もありますので、技術によって完全にできるというよりも、今の日本の技術、あるいは世界の人間の技術ではこれを十分制御し切れていない、チェルノブイリもそうですし、スリーマイル島でもいまだにそれは制御がされていませんし、日本も同様であります。

そういった点で、そうではなしに、一層そうした対策を万全にする努力をしていく、危険なことに対してはきちんとした対策を立てていく、こういう要請が大事だというふうに思いますので、私は生意気なことを言いましたけれども、そういった点で、今後、まだまだ続く課題でありますので、皆さんと一緒にこの問題については、こういった政府の対策を求めるということでは同一、同じように賛同しながら、しかし技術は本当にそれが制御し切れるかどうかということは問題でありますので、そういった問題も今後とも追求していく必要があるということを指摘させていただいて、賛成の気持ちを表明いたします。

以上です。

○議長(清水敏夫君) 答弁はよろしいですね。

そのほかありますか、質疑は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第6号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第7号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程11、議発第7号 慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第7号

慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成25年6月28日提出

提出者 郡上市議会議員 田中 康久

賛成者 郡上市議会議員 渡辺 友三

賛成者 郡上市議会議員 兼山 悌孝

郡上市議会議長 清水 敏夫 様

慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書（案）

慢性疲労症候群は、健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降、強度の疲労感とともに、微熱、頭痛、脱力感、思考力の障がい、抑鬱等の精神神経症状などが長期にわたり、健全な社会生活が送れなくなるという原因不明の疾患である。米国疾病対策センターにより、1988年に提唱された比較的新しい疾患概念であり、今なお原因が特定されておらず、

治療法も確立されていない。

我が国においては、1999年及び2004年の疫学調査により、慢性疲労症候群患者が推定30万人いるとされている。苦痛を伴いながらも何とか仕事を続けようとすることができる患者もいれば、症状が重く、寝たきりに近い患者も多い。また、職を失うほど深刻な疾患でありながら原因が解明されていないため、社会からの偏見や理解不足に苦しんでいる現状もある。

よって、国におかれては、次の項目について早急の実現を図るよう強く求める。

記

- 1 厚生労働省内の慢性疲労症候群の専門研究班による原因究明と治療法確立のための研究の一層の推進を図ること。
- 2 慢性疲労症候群の実態を全国の医療関係者や国民に周知するとともに、患者が診療を受けられる環境を整えること。
- 3 「障害者総合支援法」が制定されたが、制定の谷間に置かれた慢性疲労症候群の患者が日常生活や社会生活に制限を受けている場合には、介護・就労支援等が受けられるよう必要な整備等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

以上です。

○議長（清水敏夫君） ここで提案者の説明を求めます。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） それでは、提案説明をさせていただきます。

今、朗読していただきましたけども、慢性疲労症候群は全国で推定30万人いると言われておりますが、余り認知されておらず、現在、この病気と闘っておられる県内の女性も1年半の間に16もの病院を渡り歩き、この病気であると認定をされました。

1日40カ所に麻酔を打たなければ立ってはいられない難病である一方で、慢性疲労症候群という名前を見ると、疲れが高じた病気であると誤解されがちで、全国の患者の多くは病気の診断さえ受

けられていない状況だと言われております。

さらには、国の機関でも病気の研究班はなく、難病認定にも指定されていないため、重症になっても福祉が受けられない現状であります。

また、原因不明であり、郡上市民でもいつ何どき、誰が発病するかわからない病気でもあります。

難病に苦しむ方々のお力になればと思い、またこの病気の正しい認知と処置のためにも、郡上市議会でもぜひとも意見書を提出していただきたく提案した次第であります。

議員各位の御賛同をお願いし、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

説明が終わりました。質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 全く不勉強で、この内容を知らずに今聞いて、ああというように思ったんですが、推定30万人もみえるというようなことで、大ざっぱに言うと、岐阜県には数千人あるのかなというように思うんですが、そういった実態についてわかることがあれば、できましたら郡上市なんかはどういうようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 郡上市の実態についても調べようとしたんですけども、なかなか把握する手段もないということと、もう一つ、先ほど述べましたけれども、医療機関の中でもなかなか周知されていない現状、認知されていないような現状があって、なかなか把握が難しいというのが現状ですけども、この意見書を提出することによって、そういった認知が少しでも広がって、適切な処置を受けられる患者さんがふえればと思いますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） そういう事情でわからんということですが、30万ということはかなりの数やもので、岐阜県なんかではどうですか、わかるんでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 岐阜県のほうでも、どれだけの数かということはわからないんですけども……

（「2人」と呼ぶ者あり）

○2番（田中康久君） ただいま賛同者の方から2人というような説明がありましたけども、県議会のほうでもこの意見書が提案されておると思います。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。そのほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議発第7号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

議発第7号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議発第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第8号について(採決)

○議長(清水敏夫君) 日程12、議発第8号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議発第9号について(委員会付託)

○議長(清水敏夫君) 日程13、議発第9号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、また各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付のとおり申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎報告第8号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程14、報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第8号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成25年6月28日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第5号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成25年6月21日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年6月5日午前10時ごろ、郡上市八幡町中坪220番地1付近私営駐車場内において、ごみ収集車が方向転換しようとしてバックしたところ、駐車中の車両に接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、12万6,996円でございます。

おめくりいただきまして、専決第6号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成25年6月25日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年4月13日午前10時30分ごろ、郡上市大和町栗巣地内市道栗巣線において、市道のり面からの落石が走行中の相手方車両に当たり、車両前部バンパーを破損させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、12万8,625円でございます。

大変申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） 質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第8号を終わります。

◎議報告第6号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程15、議報告第6号 諸般の報告について。

議員派遣等報告を別紙のとおり提出しましたので、お目通しいただき報告にかえます。

若干時間が過ぎておりますが、このまま会議を続行いたしますので、御協力をお願いいたします。
ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第95号 工事請負契約の締結について（八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事）、議案第96号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（校舎棟建築工事））、議案第97号 物品売買契約の締結について（情報機器更新事業）の3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

◎議案第95号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程16、議案第95号 工事請負契約の締結について（八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事））を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第95号 工事請負契約の締結について（八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、八幡中学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事）。2、契約の方法、一般競争入札による。3、契約金額、3億1,500万円。4、契約の相手方、郡上市八幡町旭1035番地、株式会社高垣組代表取締役 森下光。5、工事の場所、郡上市八幡町小野8丁目5番地1。6、工事の概要、改修工事一式。

それでは、1枚おめくりをいただきますと、中学校耐震補強工事事業の概要が書いてございます。

4、工期でございますが、本契約締結の日より平成26年3月20日。5、請負金額、6、請負者につきましては、先ほどのとおりでございます。

7、工事内容、校舎棟の北舎、鉄筋コンクリート造3階建、延べ床面積2,269平米、これにおきまして耐震補強工事、鋼板内蔵型RC造ブレース設置11カ所、パラペット上部撤去1式でございます。それから、あわせて一般改修工事、便所の洋式化等でございます。

それから、同じく校舎棟南舎でございますが、鉄筋コンクリート造3階建、延べ床面積2,636平米、内容といたしましては、耐震補強工事、鋼板内蔵型RC造ブレース設置を15カ所、RC耐震壁の設置が1カ所、RC柱の補強設置が6カ所でございます。あわせまして、一般改修工事といたしまして、便所の洋式化、理科室の床の改修、昇降口の屋根の改修等がございます。

それから、渡り廊下のほうの改築工事がございます、鉄骨造の2階建でございます。渡り廊下棟①②となっておりますが、これは北校舎と南校舎を東西で2カ所結びますもの、同じ構造でございますが、延べ床面積が80.7平米、これを2棟でございます。それから、渡り廊下③でございます。これは、南校舎と体育館をつなぐ渡り廊下でございます。延べ床面積121.36平米でございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページに施設の全体の配置図が書いてございます。3ページに、北校舎の1階及び2階の平面図が書いてございます。それから、4ページ目に、同じく北校舎の3階と、それからその上に屋根の伏せ図が書いてございます。

5ページに、同じく北校舎の立面図がございますが、こちらの5ページのほうの上の段の図面をごらんいただきますと、M字型の黒く塗った部分がございます。こちらが、先ほど説明をいたしました鋼板内蔵型RCブレースの補強を行うということでございまして、これは今Mになっておりますが、正確にはこれが四角く囲ってあって、その中に斜めに筋交いが入っているという状態でございます。

それから、次のページでございます。6ページには、今度は南校舎のほうの1階並びに2階の平面図が入っております。7ページには、同じく南校舎の3階並びに屋根の伏せ図が入っております。

それから、8ページをごらんいただきますと、先ほどと同じく南校舎の改修でございますが、南校舎につきましては、上段が南の立面図でございますが、黒く塗りましたM型のところが先ほどの改修工事を行うところ、それから反対側につきましても3カ所設置をするということになっております。

それから、9ページをごらんいただきますと、先ほど説明をさせていただきました渡り廊下の①②は同じ構造でございますので、1つの図面で省略をさせていただきます。

それから、10ページに今度は渡り廊下、南校舎と体育館を結びます渡り廊下につきまして、平面図、立面図を載せさせていただいております。

それから、次のページが今回の入札結果でございますが、ごらんのとおりでございます。

なお、最後のページに参考資料といたしまして、本体工事に先立ちまして、工事名でございますが、八幡中学校校舎耐震補強改修工事（電気設備工事）を既に入札を済ませて、契約をしております。

工期につきましては建築工事契約締結の日より平成26年3月20日まで、請負金額につきましては3,796万8,000円でございます。請負者につきましては、八幡町中坪1丁目7番地11、小駄良電工有

限会社でございます。

それから、7番に工事内容が書いてございますが、校舎棟北舎並びに南舎、それから渡り廊下にかかります電気設備について、電気工事を行う内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この中に、最初のところですが、契約の方法として一般競争入札とあります。このやり方はこれまでもあるんですけども、ちょっと説明していただきたいというふうに思います。

理由は、この入札結果を見ましても、落札は99.8と、ほぼ100%に近いんですが、あとのところを見ると、みんなそれよりも4,000万円から8,000万円も高いということで、明らかに基準の金額を超えておるわけですけども、このままでいくと、これは競争入札になるのかなという気がしているんです。

できるだけ予定価格といいますか、基準にした価格に近い形で競争が行われるということが望ましいというふうに思いますが、こんな結果になったということ踏まえて一般競争入札、これ一般競争ですので、本当ならば制限のない競争入札ですけども、地域を考えて、この地域に限定をするというようになっているというふうに思うんですが、その結果がこういう形になって、ずっと続いておりますが、その点についてちょっとお聞きをしたいと思いますので、説明をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いいたします。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 一般競争入札におきましては、今回の八幡中学校においては、今、議員言われましたように地域限定ということで、郡上市内のA級の業者の方に一般競争入札ということでございます。

そこで、まず競争入札の告示いたしまして、それから参加申請というのが業者から出てきます。それを市のほうで審査しまして、それについてオーケーですよというような形をとってございます。

そこで、言われましたように、今、これにおいては通常の一般競争入札の中でも地域限定、郡上市内の業者の育成とか、また受注機会等々の関係で、郡上市内という限定をつけた中での入札でございます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 部長はこういった点では詳しいんじゃないかというふうに思いますので、入札結果を見ながら、どういようにこの入札の結果を受けとめてみえるかをお聞きしたいと思います。

す。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 私が思うには、市側としても適正な単価で設計書をつくって発注してございます。そこで、今回も落札者においても99.85という中で、その単価の中で適切な見積もりもされておられるということで、これにおいては予定価格の範囲内ということで解釈してございます。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ちょっと納得できんですが、範囲内でのこういう入札結果と言われましたけども、これは明らかに落札した会社とは大きな差があります。それもはっきりと出ておるもので、これを市として捉えて、これはしょうがないんだと、今後もうこういうこともあり得るんだというように捉えてみえるのか、何らかの対策を考えていく必要があるというふうに思ってみえるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 業者間の単価の違いがあるというのは、業者間が見積もりのとられるところも違うと思います。そこにおいて、単価の違いというのはいろいろございます。

そこで、今回はこのような業者間の中では乖離があるということなんですけど、その辺においては、入札という中で、我々としてもそこまでは関与してございませんので、そこにおいては業者間との単価の差というのはありますので、その辺は御理解していただきたいなと思います。

○議長（清水敏夫君） そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第95号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今、説明を受けましたけれども、いかにもこれ落札率が99.85、しかも他はずっと離れておるというようなことで、これを市としては仕方ないと、企業の判断だからというこ

とですけれども、何か納得ができませんので、これには反対をいたします。

○議長（清水敏夫君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 100%を下回っておりますので、工事請負の契約は非常に素晴らしい見積もりをなさったものだと思っておりますし、また学校の耐震工事というものは待ったなしでございますので、速やかに工事を発注していただきまして、一日も早く工事が完了することを期待いたしまして、原案に賛成いたします。

○議長（清水敏夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論を終結し、採決いたします。

議案第95号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございました。賛成多数と認め、議案第95号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第96号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程17、議案第96号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（校舎棟建築工事））を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第96号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（校舎棟建築工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、大和中学校建設工事（校舎棟建築工事）。2、契約の方法、随意契約による。3、契約金額、6億9,562万5,000円。4、契約の相手方、郡上市大和町剣1760番地、株式会社ヤマシタ工務店代表取締役 山下健一。5、工事の場所、郡上市大和町剣100番地。6、工事の概要、建築工事一式。

1枚おめくりをいただきますと、資料といたしまして、大和中学校建設工事（校舎棟建築工事）概要書がついております。

大変申しわけございません。項目4番に「契約日」となっておりますが、「工期」ということで御訂正をお願いしたいと思います。

4、工期、本契約締結の日より平成26年3月31日。請負金額、請負者につきましては、さきのとおりでございます。

7、工事内容、校舎棟でございますが、構造・規模、管理・普通教室棟、木造2階建、面積968.74平米、特別・普通教室棟、木造2階建、968.74平米、昇降口棟、鉄筋コンクリート造2階建、692.31平米、更衣室棟、鉄筋コンクリート造2階建、231.02平米、合計で2,860.81平米でございます。

外部仕上げ、屋根、外壁につきましては、それぞれ資料のとおりでございます。

また、その下の内部仕上げにつきましては、床、壁、天井につきましても、この資料のとおりでございます。

室名につきましても、この資料のとおりになっております。

校舎棟のほか、渡り廊下がございます。構造・規模でございますが、鉄骨造の平屋建、延べ床面積40.06平米、外部仕上げ、屋根、はりにつきましては、ごらんのとおりでございます。

もう1ページおめくりをいただきますと、2ページ目でございますが、施設の配置図のほうをつけさせていただいております。

3ページ目が、1階の平面図になります。ちょっと大変文字等が小さくて申しわけございませんが、中央にございますのが昇降口棟になります。昇降口棟の図面で左側でございますが、管理・普通教室棟、右側が特別・普通教室棟になります。特別・普通教室棟のさらに右側が更衣室棟、それからさらにその右側に渡り廊下が体育館のほうとつながるということでございます。

もう一枚おめくりをいただきますと、今度は2階の平面図がついてございます。配置につきましては、先ほどの1階と同じになってございます。

それから、5ページに立面図のほうが上げてございます。外観につきましては、このような外観になるということでございます。

次のページに、入札結果のほうをつけさせていただきました。入札結果につきましては、このような結果になっております。

それから、最終ページでございますが、同じくこちらにつきましても、校舎棟の本体の工事に先立ちまして、校舎棟の電気設備工事、それから校舎棟の機械設備工事を入札をしております。校舎棟電気設備工事につきましては、こちら4番、申しわけございません、「契約日」となっておりますが、「工期」ということで御訂正をお願いしたいと思います。平成25年5月21日より平成26年3月11日。請負金額、9,292万5,000円。6、請負者、郡上市大和町剣321番地の1、有限会社ノーヒデンキ代表取締役 山本哲也。

工事内容につきましては、校舎棟に係ります電気設備工事、詳細の書いてございますとおりでございます。

それから、校舎棟の機械設備工事でございますが、こちら4番、「契約日」となっておりますが、「工期」という御訂正をお願いいたしたいと思っております。平成25年5月21日より平成26年3月11日。5、請負金額、8,715万円。6、請負者、郡上市大和町剣1601番地8、株式会社畑中水道代表取締役 畑中知昭。

7、工事内容でございますが、機械設備、給排水衛生設備並びに空気調和設備の一式になっております。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 本日、請負契約ということで、大変これまでに至りまして、本当に御苦労さまでございました。きょう現在、報告がないものですから、ちょっと確認をしたいと思っておりますけれども、今回の入札は異例の入札というようなことで、先般も全協でも報告があり、一応5,000万円の差というようなことで、その後、いろいろ見直し等々が行われまして、全協でも報告いただいた後、このような形ということで、本当に御苦労さまでした。

ただ、全協のときも、今回のそこらあたりのこういうふうになった分析と、例えば今後の対処等々、原因究明と対処についてはどうかということで、後ほど副市長のほうからも報告ということがございまして、今現在、報告はございませんが、今回のこのようなための設計業者であったのか、その辺の細かくはわかりませんが、分析と対処について伺いたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 説明を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 前回の全員協議会におきまして、不落であったといったことから、設計においてどうであったのかという確認をいたさせていただきました。

1つは、全協の折にも説明を申し上げましたけれども、先ほどの前のところにも金額の違いが結構業者間にあるのではないかというお話がございますが、1点は、見積もる段階において、業者さんが受け取る見積書というのがそれぞれの単価が違うということがございます。

それから、もう一つが、いわゆる設計者側が見積もりをとった段階と現段階での評価、その部分において差異が出たと。これは、特にことしの1月ごろから3月ごろにかけての動きが激しかったようでございますけれども、いわゆる期待値というものがどういう形で入ったかということがあ

うかと思っております。

どちらにいたしましても、それぞれの業者さんごとのいろんな聞き取りの段階においては、第1回目のものはかなりシビアな数字が入っておったということは事実だと思っております。いわゆる設計業者が見積もりをとって、それで他の地区、あるいは、もちろん岐阜県内ですけれども、岐阜県内における入札、あるいは見積もりの落札率、そういったものの評価をしながら出していく関係において、郡上市の中と他の地域との差が出てきておったというのが実態だろうと思っております。

それから、もう一つは、業者さん方が見積もりをとられたところの見積書といったものが、いわゆる設計段階でとったときと見積もりをとった段階においても既に違ってきておったというような実態もあろうかと思っております。

ですから、確実にそういった製品価が上がってきておるというようなことで動きとしてはあるわけですけれども、これが本当に実態的にずっと上がっていくものかどうかということは非常に難しいところがあったわけですけれども、第1回目の段階での調査においてはそういったことが確実にあったと。

ですから、設計者のほうがもう少し情報を吸収すべきではなかったのかということでございましたけれども、単価的にはもちろん物価版等々で、それほど大きな変動は講じずにおったんですけれども、実態の見積もりの中ではかなり上がってきておったといったような実態だろうと思っております。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 10番 古川文雄君。

○10番(古川文雄君) 今、伺ったことはほとんど全協で伺ったことと同じかなというふうに思いましたが、いずれにしても、今後に向けて非常に重要なことだと思いますので、今後とも適正な執行に向けて、どうかよろしく願い申し上げます。

○議長(清水敏夫君) そのほか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 1点、お伺いします。

当初の設計額と、そして見直してからの設計額はもちろん違うわけなんですけれども、予定価格につきまして、歩切りは前のときと今と、予定価格のパーセントの率は違ったかどうかをお聞きします。

○議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 前回の歩切りと同じです。

○1番（山川直保君） 了解しました。

○議長（清水敏夫君） 質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 全体の内容についてなんですけども、今、訂正がありました工期ですけども、一応この工期で、今、我々は審議をするわけですので、この期間内にできるとは到底思えんわけですけども、それはそれとして目をつぶって議決するというようなことにこのままだとなるわけですが、そこら辺の説明をいただかないと、全くのめくらの議決になると思いますので、工期について、もうちょっと詳細に説明をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 今の御質問のございました工期、こちらのほうでは26年3月31日に記載がしてございますが、実際の工期につきましては契約の日から約12カ月を要するというので、現時点では3月31日までに終わらないということで、繰越をお願いするということになるかと思いますが、国庫補助事業の関係で、当初から繰越というのがなかなか、例えば先ほど申しました、こちらの工事の延びました原因が4月26日の開札の不落ということでございましたが、これでは工期の繰越といったようなことができないということで、当初では一応3月31日という契約でお願いしたいということでございます。

今、議員のほうから御指摘がございましたとおり、今、目標と実際しておりますのは6月まで、約1年、12カ月になりますが、の完成を目指しておるということでございます。

○議長（清水敏夫君） 17番、よろしいですか。

○17番（美谷添生君） よろしくはないけど、よろしいです。

○議長（清水敏夫君） そのほかございましたね。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） それでは、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 同一質問でしたけども、ちょっと関連して、今、次長が言われましたように、契約はこういったことでわかりました。そしてまた、年をまたいだ契約上のことは、補助金と申しますか、申請上、いろいろな形でできないということですか。そして、業者のほうとはどのような話になっているかということについて、つけ加えてお願いします。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 今回の入札に当たりましては、現場説明会というのを開かせていただきまして、そのところで工期の御質問も出ましたので、口頭でございましたが、ただいま申し上げた

ような、当然、この工期からは延びるということで御説明をさせていただきました。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 延びるということはわかりますが、業者としては表の書くものと、最終的に市はここまです工期ですよということがあるのかなのかと聞きたいんです。業者は延びることがわかったら、いつでもいいわということなのか。今言われたことで、業者も6月30日ということで了解をしておるのか、そこが一応工期なのか。

○議長(清水敏夫君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 随意契約の協議の際にも、最低応札価格の業者のほうとやりましたときに、一応先ほど申しました12カ月ということで、業者側としてはどれだけでももう少し欲しいというようなお話でございましたが、こちらのほうの予定としましては、来年でございますけれども、夏休み前には完全に上げたいということで、6月末ということで説明をさせていただきます。

○議長(清水敏夫君) そのほか質問は。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) もう一点、今後のお願いですけれども、これは木造ということですから、郡上市においても、この業者が直営で工事をされるかどうかわかりませんが、万が一、下請がある場合、特に木における技術というものは郡上市にはたくさんそうした建設の業者は地元にもみえるということから、もちろんそうした下請を使っていただくように御指導いただきたいし、万が一、木工事において市外を使われる場合、そういった出来高に関するパーセントの御報告を、本会議でなくてもいいですけれども、文教民生でもいいですけれども、御報告いただきたいということをお願いしておきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長(清水敏夫君) ただいまの御意見につきまして答弁は。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) こちらのほうは、設計のほうは部位によりましては郡上市産材、または違ったところでは県産材ということになってございますので、その確認は当然いたしますので、また御報告のほうはさせていただきたいというふうに思います。

○1番(山川直保君) 施工業者が市内であるかどうかとか、指導されるかどうかということ。

○議長(清水敏夫君) 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) これは、前に一般質問等でもございましたが、下請をされる際に、一応市内の業者の方をお願いしたいということでございますが、これは強制ができませんので、一応お

願いという程度にとどまるものと思います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 再度の質問をもう一回繰り返しますが、私が言いたいのは、指導はもちろんと、それと木工事というのはもちろん工事額の30%以上を直接工事費でもかかるわけですから、大体木というものは、それは大工手間なんですね。ですから、それが郡上市外の場合で、出来高に対する何%であったかということをもた御報告いただけるかどうかということをも質問しております。

○議長(清水敏夫君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 市外業者の入った割合というような内容でよろしゅうございますか。わかりました。

○議長(清水敏夫君) ほかに質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 5番 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) これ後先になるのであれなんですけども、不落ということで調整をされたということは伺っておるんですけども、それでなおかつグレードは一緒だというふうにお伺いしましたが、では先に提出しました八幡のこれに関してはどの程度のグレードで向かわれたのか、お伺いしたいと思うんですけども、一体グレードというのは何かなと思うんですけども、ちょっと細かくお願いします。

○議長(清水敏夫君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 先ほどの八幡中学校のほうのということでよろしいでしょうか。

○5番(兼山悌孝君) そうですね、関連でお願いします。

○教育次長(細川竜弥君) 今回の大和中学校の校舎につきましては、改築ということで、建て直しをするということになりますので、中に入ります工事も全く新しいものをということで、前回、全員協議会でもお示しをさせていただきました、やや高いグレードの仕様の資材のものにつきまして標準のものに見直させていただいたということでございますし、それから八幡中学校の場合には耐震補強ということで、現在ございます建物に補強を施すということになりますので、こちらはグレードと申しますよりは、強度的に問題がない施工、あるいは資材等で行うということで、グレードというのは余り直接は関係がしてございません。

○議長(清水敏夫君) 5番議員、よろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 今回はいろいろ経過があったわけですけども、2回目の入札では応札は

2件ということですね。そのときに、さっきの設計価格といたしますか、これちょっと正確に示していただきたいということと、それから前にあったときに、設計を精査して、そして果たして適切かどうかと見て、1位でなくても入札をお願いしたというような経過があったし、今回の場合はどうも3回目はヤマシタ工務店とだけの随契、もちろん随契ですから、その随契にしたのにどういう判断でされたか、この辺を聞きたいと思っておりますので、お願いをします。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いします。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） まず、設計金額、あるいは予定金額の関係は、99.92%ですから、それで割り戻していただければ、ほとんどその金額が設計金額ですということになっております。

○6番（野田龍雄君） それでいくの、その計算で。

○副市長（鈴木俊幸君） その計算でもらって結構です。歩切りのことについては説明いたしませんけれども、今の説明でいいと思います。

それから、もう一つが随意契約に至った理由でございますけれども、通常2回ないし3回までやることはほとんどないんですけれども、2回の段階において、随意契約に切りかえることが可能であるかないかという金額の差異を見ます。

今回の場合も数%以内におさまっておると、いわゆる設計から見て、金額がその範囲内におさまっておるから、最低価格者との随意契約に変えるという、いわゆる指名委員会での手続上の問題があるわけですが、2回やって、最低の入札者と随意契約に入るという手続の中から、こういう形になったということでございますので、お願いします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 前にいわゆる最低でない方でもしたというのは、設計の中身を見て、工事の質を考えて決定したというふうなたしかお聞きしたと思ったんです。今回の場合は、最低入札者ということだと、数%の場合は最低入札者、もっと差がある場合になっちゃうのか、どういう違いがあるのかを示してください。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 随意契約に持っていく段階においては、最低価格の人との随意契約で行います。ですから、今おっしゃったのは、いわゆる総合評価の方式による入札だったんだろうと思っています。これは点数が入ります。

それぞれの業者に点数が入っておりまして、公共的なものとか、安全面とか、いろんな点数制度がございまして、これでやりますと、いわゆる1位でなくても落札があり得るといったことがございますので、そのことがあったんだろうと思っておりますが、いわゆる余りにも金額が大きい場合

は、不落の場合の事務上の問題でいくと、ここで最低価格者と入札者と話し合いをするか、業者を全て入れかえてもらってやるという2つの方法がございます。

ですから、今、私が言ったのは、最低入札者と話し合いができるだろうという判断を、今言いましたように5%以下のパーセントでしたので、この金額からいけば、最低入札者と話し合いをする随意契約によって話がつくんじゃなかろうかと。もちろん、これが決裂した場合はやり直しということになるんですけども、そのような話で随意契約へ持っていったということです。

○議長（清水敏夫君） そのほかよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第96号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今の経済状況の中、中小企業、業者の方も大変厳しいということで、特にそこで働いている人たちも大変厳しい状況だというふうに私は思っているんです。そういう中で、できるだけ適正な契約をしていくということは非常に大事だと思うんですが、ごらんとおり、この改築については木工事が随分大きくなっておるといふようなことから、多くの業者の皆さんはとても手が出せんということになったという感じがするんです。

無理からんということも一面思いながら、多くの業者の皆さん、本当に一生懸命やってみえるもので、その方が入札に参加してできるような状況にしていく必要もあるし、また努力もしていただきたいというふうに思いますので、そういった点では、これを見ますと、本当にこれもそうですし、八中の耐震補強についても何かちょっとどうなんやと、本当に地域の業者の皆さんがこういう公共工事に対して前向きに取り組んでみえるのかなという気がするんです。

そういった意味からも、この入札結果については反対をいたします。

○議長（清水敏夫君） 討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいま審査に付されております工事請負契約の締結について、賛成の立

場で意見を述べます。

ただいまの質疑の中にもありましたように、今回の大和中学校建設工事の校舎棟の建築工事については、これまでになかった異例な事態が発生したことやというふうに思っております。手元の全協でいただいた資料によりますと、4月4日の一般競争入札の告示による開札では不落、予定価格内で応札した業者もいなかったという結果であります。早速、指名委員会ではといいますか、執行者では双方の見積もり価格が大きく相違していたということから原因調査が行われまして、議会に対しても全協において不落の原因と今後の対応が報告されたところであります。

その報告によりますと、校舎棟建設に使用する資材と建設の施工方法等を、基準を下げるといいますか、当初の設計の仕様よりも標準の仕様にするというようなことで変更ができたので、ほぼ予算額の範囲内で対応ができる見通しが立ったというふうに報告を受けました。

しかし、きょう、入札の結果が発表されておりますように、その後の一般競争入札においても不落であったということでもあります。

そこで、ただいま副市長からお話があったように、指名委員会においては、その判断で業者との話し合いの中で歩み寄りがなされ、契約が成立し、本日の提案になったというふうに理解をいたしております。

指名委員会と、そして業者との対応といいますか、善後策については、大和中学校の建設工事をこれ以上おくらすというようなことは、また混乱を起こすというようなことは、生徒たちへの教育的配慮から好ましくないという、そういう決断があったものと察しまして、その英断を高く評価するものであります。

ただ、そうした評価はいたしますけれども、先ほど質疑の中にもありましたように、今後の郡上市の入札制度がより公正で公平で、健全な中で行われるというようなことを考えますと、恐らく現在も続行しておっていただく、どうして今回このような事態が発生したんやという原因の究明であるとか、あるいは今後の入札においてはこうした点を改善しながらというような方策も練られることやというふうに思いますので、どうかそうしたことについては議会にも御報告をいただきたいというふうに思います。

そうしたことは要望でございますけれども、提案された議案については異議を挟むところがないと判断して、賛成するものであります。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論を終結し、採決いたします。

議案第96号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第97号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程18、議案第97号 物品売買契約の締結について（情報機器更新事業）を議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第97号の物品売買契約の締結について（情報機器更新事業）でございます。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月28日提出、郡上市長日置敏明。

契約の目的のところは、情報機器の更新ということでございます。契約の方法につきましては指名競争入札、市内の取り扱い業者10社で指名競争入札でお願いしました。契約金額につきましては、3,433万5,000円でございます。契約の相手方は、郡上市八幡町新町957番地、有限会社トップス代表取締役 鷺見幸彦。

以下、ごらんいただいたようなところでございまして、1枚めくっていただきますと、これは3月の議会でお認めいただいた内容でございますけれども、行政事務に現在使用しております情報系端末、これが全体で740台、現在稼働しておる状況であります。

これにつきまして、表の下の左側をごらんをいただきますと、導入年度別の仕分けをしておりますけれども、7年以上、要するに平成18年以前に導入しておるものがここにありますように409台ありまして、大体月に25台の故障発生、それからレスポンスですけど、いわゆる送受信につきましてはの反応が非常に劣化をしたことによって、低下をしてくるというふうなことでありますので、平成18年度以前に整備した端末の更新を行わせていただくものでございます。

購入物品につきましては、ノート型パソコン、ディスプレイにつきましては15.6型以上のハイディスプレイ、今の新しい非常に鮮明な画像のものでありまして、OSにつきましては、これが今のいわゆる基本ソフト、ウインドウズXPを使用しておるわけでありまして、これが御承知のように平成26年4月にサポート期間が終了してしまうと、こういうことでございますので、この指定をしまして、ウインドウズにつきましては7プロフェッショナルというものをOSとしては指定をしていくということでございます。CPU、中央処理装置以下、メモリー、ハードディスクにつきましては、それぞれ容量等につきまして指定をして、それ以上ということにしております。

それから、オフィスソフトにつきましては、これはインストールするものはマイクロソフトオフィススタンダードというもので、いわゆるワード、エクセル、それからパワーポイントが使えるライセンスを購入するものであります。この差額につきましては、現在、既にライセンス取得しているものがこの機械に充当できるものは50ありますので、その分を引いたということでありまして、

それで、一番下のところに、表現がちょっと余りよくないんですが、430台、今回導入をさせていただいておりますが、配備が18年以前のものにつきましては409台ということでありまして、3月段階におきましても相当台数の不調が認められておりましたので、どのように導入後に動くかというところがありますけれども、現時点、ちょっとメモしていただけるとありがたいんですが、本所におきましては143プラス6です。大和につきましては48プラス3、高鷲につきましては22プラス2です。和良につきましては15プラス1と、教育委員会が19プラス2、消防が27プラス2ということで、21台中の現在16台につきましては既に配置先の計画が内定をさせていただいております。そういう状況で対応させていただきたいというふうにして思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 今ほど説明をいただきましたが、更新事業を行うことによって、OSのXPというものが残るのはどれぐらいのものになるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） OSにつきましては、全部変えていくという予定をしております、この事業のほかに、今回、更新対象とならない端末につきましては、メモリーを増設する等々しまして、OSのライセンスを購入して全機種に対応するというので、25年度、別途の事業を組ませていただいておりますので、予算もそれをお認めいただいておりますので、これとは違う事業として、今年度取り組ませさせていただきますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 今の御答弁で、OSはだからXPはなくなるということで認識してよろしいのでしょうか。26年という期限がありますので、今年度やっていたかかならんと思っています。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） OS、オペレーティングシステムにつきましては、全部を今のウインドウズのXPから7に変えていくということですので、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) ありがとうございます。

それと、もう一点、導入後7年以上経過しているものが半数ほどありとありますけれども、私の認識では大体ハードディスクというのは5年もったらほとんど大体限界に近いものだと思っておりますので、7年以上経過するという事は非常に行政にとってはマイナスの面も多いと思っておりますので、今後、定期的に更新されていくことは期待いたしますし、もう一点、XPがなくなるということですけれども、我々の議会の控え室のはまだXPでございますので、ぜひともそれも更新していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(清水敏夫君) 答弁はありますか。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 議会事務局とはありませんが、本所の中に対応させていただくように含まれておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(清水敏夫君) 質疑はよろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 大ざっぱで結構ですけど、1機、これいろいろ入っていますから、それだけではいけないと思いますが、いわゆるノート型パソコン1台は大体幾らぐらいになるのかわかりますか。割ればいいではないもので、ちょっとわかったら教えてください。

どのぐらいのものなのかな、これ見ると、中には5,500万円とつけたところもあるし、3,200万円もあれば、3,700万円もあるので、それぞれ努力をしているいろいろやって、70%という業者の方にとっては大変な数字かなと思いつつながら、ちょっとその辺の今は機器の価格というのは随分動いておりますので、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長(清水敏夫君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 割っていただいた数字ですね。基本的には、大変業者の皆さんが努力をしていただいているという結果だと思いますけれども、そういうふうにして出してもらえば読み取っていただけると思っています。若干、ソフトの部分なんかは数字が違いますから、その辺は違いますが、大体出てくると思っておりますので。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君、挙手ありましたが。

○1番(山川直保君) まず、パソコンのメーカーは指定はなかったんでしょうけれども、例えばどこが使いやすいとか、今まで使っておったメーカー、どこがいいとか悪いとかという、そういうこと

もある程度はあると思うんですけど、そのあたりはどういうふうと考えられたかなということをお聞きしたいことと、導入台数なんですけれども、本所はもともと人の人員も入れかわりがいろいろとあると思うんですけども、各場所の更新の率はどのように把握されていますか、お聞きします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） まず、機種をあらかじめ指定するというのではなくて、機能、先ほど申し上げたようなCPUでありますとか、メモリーでありますとか、あるいは液晶の大きさとか、そういうことでありますので、結果的にですけれども、ここのところの数回といいますか、数年といいますか、それが富士通の関係のモデルが入っておるということでありまして、どちらかというところ、そちらが圧倒的に郡上市として今は使っておる、結果としてですけれども、多くなっている現状があります。そのことについては、特にそれで悪いという判断はしておりません。

それから、配置先別の割合というのを今ちょっと手元には持っていないものですから、申しわけありませんが、部署によりまして使う1日の頻度も結構違いますので、そのことの現状に対応しておるということでもあります。

一度、御指摘の点につきましては、これは情報課のほうではつかんでおるはずですが、一回お知らせといいますか、提供したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（山川直保君） 了解しました。

○議長（清水敏夫君） そのほかよろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 更新で不用になったパソコンはどのように処分されるのかということと、私も素人でわかりませんが、幾らメモリーのデータを消してもその本体には残っているというようなことも聞きますので、その辺の安全性というのが確保されての更新でしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） これは、郡上市にはセキュリティーの委員会も持っておりまして、そこでも確認をしておりますけれども、要するにハードディスク自体を破壊して、そしてそのデータがどこにも後から流用されない、使われないという状態にしまして、メモリーを完全に引き抜くという状態にしてから、リース業者のほうにお渡しをしていくということですので、こちらとしての対応としては適正に行っておるというふうと考えております。

○議長（清水敏夫君） ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第97号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第97号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長(清水敏夫君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 平成25年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、6月11日開会以来本日まで、長期間にわたって終始熱心かつ真剣に御審議をいただき、提出議案につきましては、本日、追加提案をさせていただいた案件も含めて、全て御議決をいただきましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

審議の経過の中でいただきました御意見や御指摘につきましては、今後の市政運営の中で十分踏まえてまいりたいと存じます。

これから、いよいよ本格的な夏に入り、暑さも増し、また多忙な季節を迎えることとなりますが、議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意の上、御活躍くださいますよう祈念を申し上げます。御挨拶といたします。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長(清水敏夫君) 平成25年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、議長といたしましても一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る6月11日から本日まで18日間にわたり、条例改正、補正予算など、市政の諸案件につきまして、議員各位には極めて慎重に御審議いただき、全議案、滞りなく議了することがで

きました。議員各位の御協力に深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員並びに執行部執行者各位におかれましては、健康に留意をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成25年第3回郡上市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 0時04分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清水 敏 夫

郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹